

お知らせ

送信日:令和 8年 7月 1日

送付枚数: 枚(本状含む)

送付先: 三重県石油商業組合/協同組合
各組合員 様

TEL:

FAX:

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください

緊急的激変緩和措置支給単価の算定方法変更について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

元売事業者が中東以外からの原油の調達に要する費用等が増加したことから、7月2日(木)からの支給単価において、調整単価(月1回)が加算されることとなりました。

月1回調整単価が付与されることにより、元売りの基準価格が大きく変動するものではないと思われまますので申し添えます。。

また、170円の基準単価については、全石連でも現在のところ変更するとの話は聞いていないということです。

緊急的激変緩和措置 支給単価の算定方法変更について

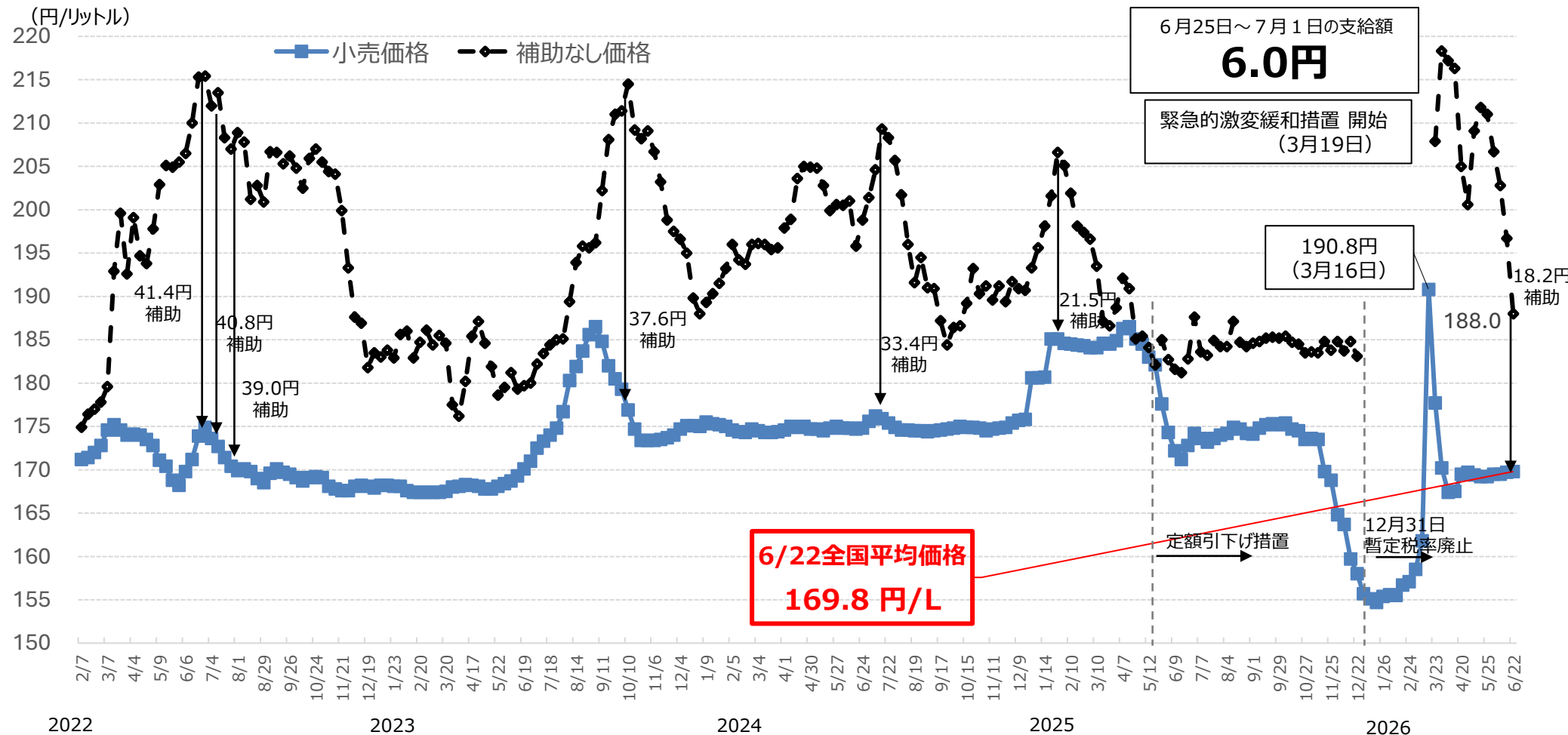
2026年6月
資源エネルギー庁 燃料流通政策室

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月22日（月）のガソリン全国平均価格は、169.8円（前週比+0.1円）となった。
- 6月25日（木）から適用するガソリンの補助額は6.0円。

※支給単価 = 翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.8円+前週の支給額18.2円+原油価格の変動分 - 12.0円） - 基準価格170.0円

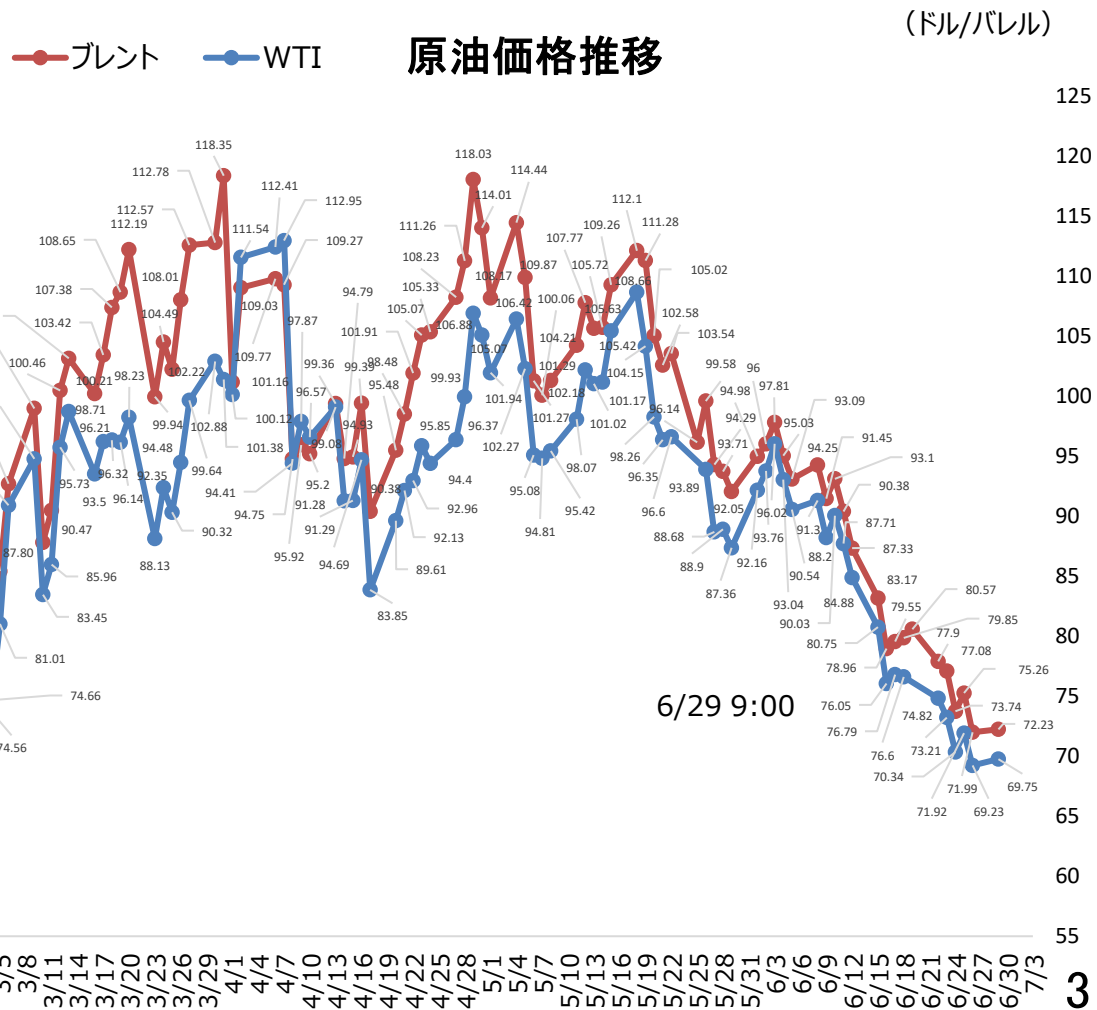
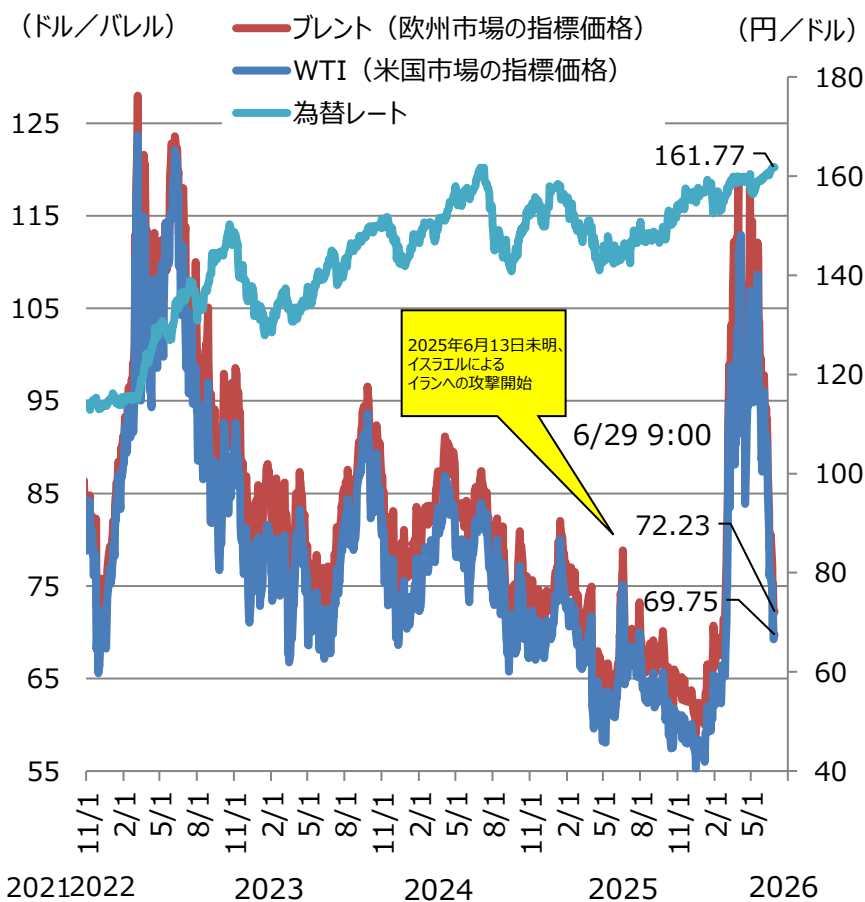
レギュラーガソリン・全国平均価格



原油価格の動向

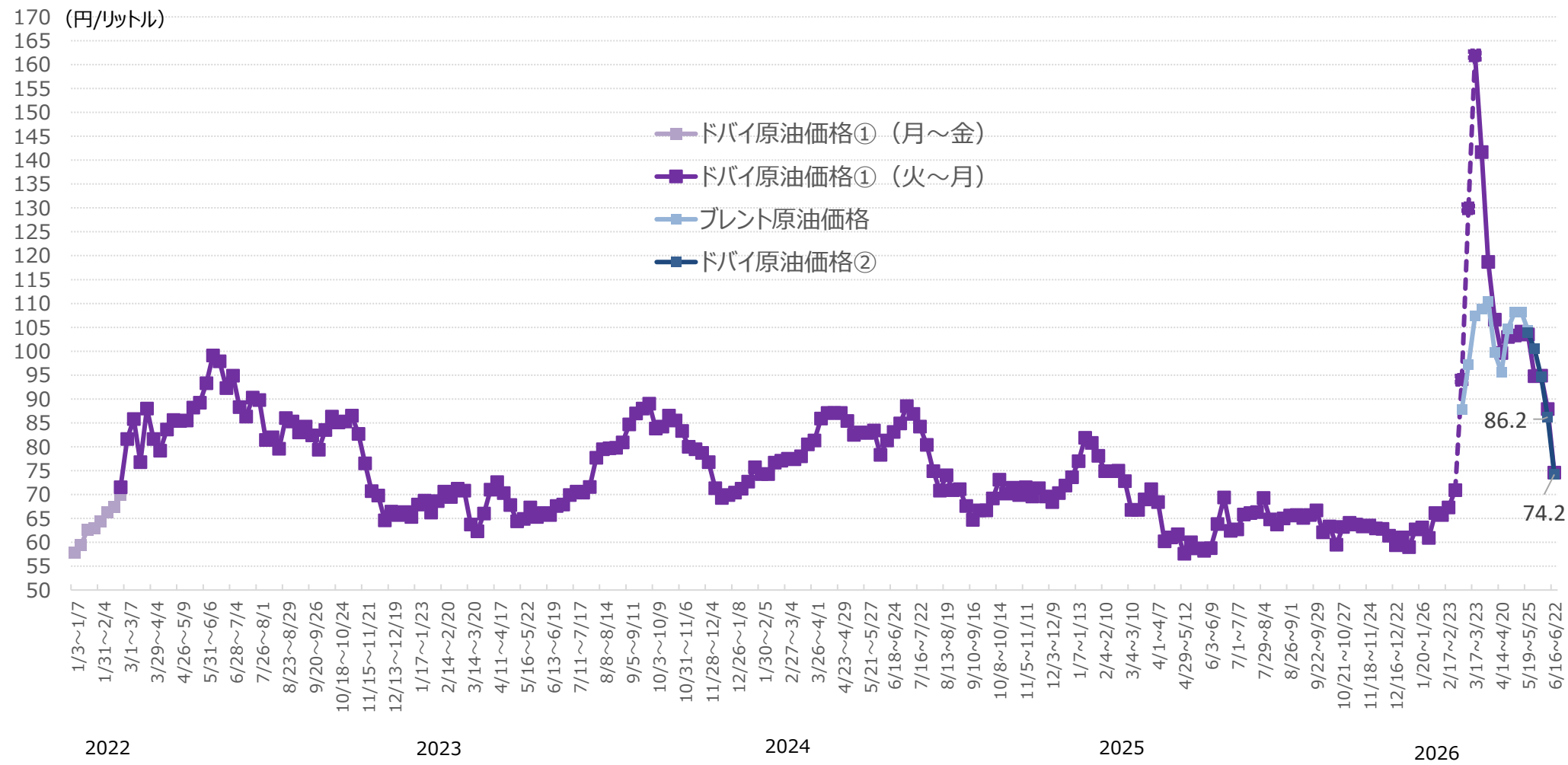
- 6月29日 9:00時点：WTI 69.75ドル（攻撃前比較：+2.73ドル、+4.1%）ブレント 72.23ドル（攻撃前比較：-0.23ドル、-0.3%）。
- 昨年6月のイスラエルによるイラン攻撃の際には、WTI68.04ドルから75.14ドル(+7.1ドル、+10.4%)、ブレント 69.36ドルから78.85ドル(+9.5ドル、+13.7%)まで上昇。

2021年後半からの原油価格の動向



<参考> 円建てドバイ原油価格の推移

円建てドバイ原油価格（週平均）



※ドバイ原油価格①は日本経済新聞が提供する原油価格（円建て換算）。2022年2月22日週から週平均を「月曜日～金曜日」から「火曜日～月曜日」に変更。
 2026年3月3日週から5月19日週まではブレント原油価格（円建て換算）を合わせて掲載。5月19日週以降はドバイ原油価格②（S&Pグローバル・エナジーが提供する原油価格を円建て換算）を合わせて掲載。

原油調達の変遷

- ホルムズ海峡を経由しない代替調達に官民連携の下、最大限取り組んでおり、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展。
- **6月**は、現時点で、前年平月比で**8割程度の調達が実現**できる見通し。**7月**については、**想定される今年の需要日量224万バレルを上回り、前年平月比で約10割の調達への回復に目途**が立ったところ。特に、**米国からは前年平月比で10倍以上（5月調達分から3倍以上）**が調達できる見通し。



注1：4月、5月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：6月8日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

石油備蓄の状況 (推計値の速報)

※下記は、備蓄の状況について、速やかに公表する観点から、備蓄法ベースでの実績推計値を速報として公表するものであり、確報時の値と一定の差異が生じる。

※国家備蓄・産油国共同備蓄の日数については、精製事業者の受入れが確認された日をもって備蓄日数に反映する。

令和8年6月29日（6月26日時点）

	備蓄日数
国家備蓄	106日分
民間備蓄	94日分
産油国共同備蓄	3日分
合計	202日分

令和8年6月28日（6月25日時点）

	備蓄日数
国家備蓄	106日分
民間備蓄	94日分
産油国共同備蓄	3日分
合計	203日分

令和8年6月27日（6月24日時点）

	備蓄日数
国家備蓄	106日分
民間備蓄	95日分
産油国共同備蓄	3日分
合計	203日分

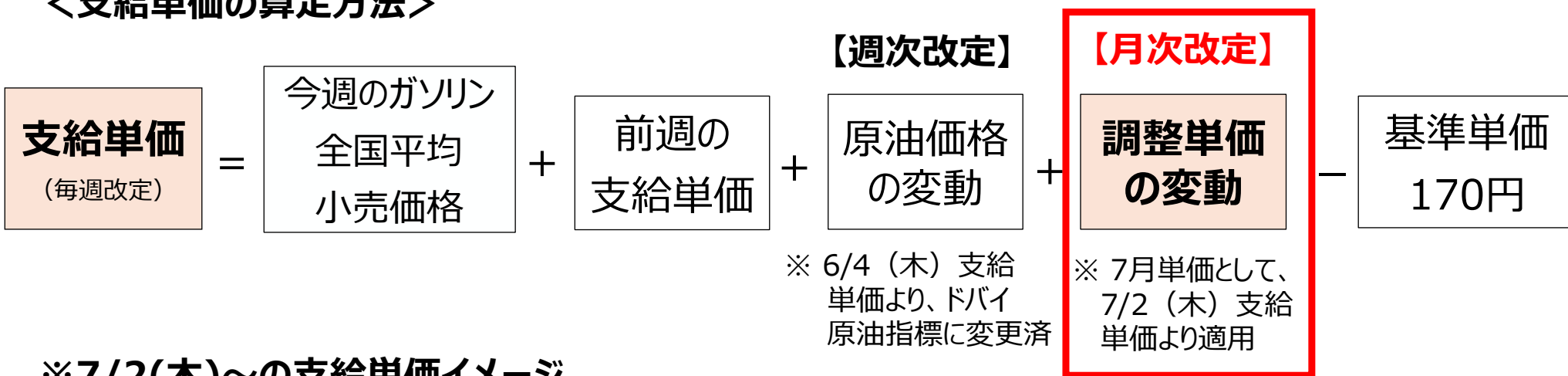
令和8年6月26日（6月23日時点）

	備蓄日数
国家備蓄	106日分
民間備蓄	93日分
産油国共同備蓄	3日分
合計	202日分

緊急的激変緩和措置の支給単価の算定方法変更について

- 代替調達の拡大に伴い、元売事業者が市場価格を上回って支払う金額が増加していくことを踏まえ、備蓄原油も含めた調達の実態を反映しつつ、ガソリンの全国平均小売価格を170円程度の水準に抑制する観点から、補助金の算定方法を見直す。
- 具体的には、調達に要する費用の実態に基づき、「調整単価」を翌月の支給単価に反映する。
- 7月2日（木）からの支給単価において、7月分の「調整単価」4.9円を反映。今後、月次で「調整単価」の変動を算定し、支給単価に反映する。

<支給単価の算定方法>



※7/2(木)~の支給単価イメージ

●.●円 = ■.■円 + 6.0円 ± ▲.▲円 + 4.9円 - 170円

今週の調査価格 (仮) 6/24 (木) からの支給単価 原油価格の変動 (仮)

調整単価の算定について

- 中東情勢の変化以降、原油等の調達時に元売事業者や輸入事業者が国際市場価格を上回って支払う金額が増加。
- 7月には前年平月比で約10割の代替調達が実現する見通しであり、元売事業者の調達に要するこうした費用が増加する中でも、ガソリンの全国平均小売価格を170円程度の水準に抑制するため、中東情勢変化後に元売事業者の調達した原油等について、代替調達価格が市場価格を上回ること等による元売事業者の支払増加額を国家備蓄原油の譲渡価格として前月の公式販売価格を採用したことによる支払減少額で調整し、調達の実態に応じて、緊急的激変緩和措置の支給単価として反映すべき「調整単価」を算定。輸入事業者についても、同額の「調整単価」を適用。
- 7月の調整単価4.9円は、3月1日（日）から6月20日（土）までの影響を反映したものであり、7月2日（木）の支給単価から適用。8月以降の調整単価は、前月の20日までの影響を反映し、月初に最も近い木曜日より適用（月次改定）。
- 調整単価算定に使用した代替調達等に関する証憑については、元売事業者の会計士等の第三者による監査等を通じ、その適正性を担保し、事後的に元売事業者への補助額を確定。

<調整単価の算定において考慮した要素>

代替調達に伴う支払増加	・ 国際市場価格を上回って支払う費用（プレミアム）等
備蓄原油調達に伴う支払減少	・ 国家備蓄の譲渡価格と当該月の国際市場価格との差

調整単価適用のイメージ

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 7月分 調整単価 4.9円適用	3	4
5	6	7	8	9 通常	10	11
12	13	14	15	16 通常	17	18
19	20	21	22	23 通常	24	25
26	27	28	29	30 8月分 調整単価 適用	31	8/1